

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年7月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700007 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700024 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がない。賞与の支給が確認できる給与明細等の資料は持っていないが、調査の上、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 21 年 12 月 31 日に解散し、平成 23 年 9 月 16 日に清算終了となっていることが確認できる上、同社の元代表取締役から回答が得られなかったことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の元代表清算人は、同社において賞与は給与に合算して支給されていた旨回答しているところ、同代表清算人は、請求期間において請求者に賞与は支給されていない旨回答しており、同代表清算人から提出された請求期間における請求者の賃金に係る資料によると、請求者は賞与を支給されていないことが確認できる。

さらに、請求者が A 社における給与及び賞与の振込先であったとして提出した預金通帳の写しによると、平成 17 年 2 月における振込は 25 日の * 円だけであり、当該振込金額は前述の資料に記載された平成 17 年 1 月給与 (2 月 25 日支給) の振込金額 (* 円) と一致する。

加えて、A 社が加入していた B 健康保険組合から提出された「適用台帳」には、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700005 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700025 号

第 1 結論

昭和 43 年から昭和 44 年までの期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 44 年 11 月から昭和 45 年 9 月までの期間について、請求者の B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 46 年 3 月から同年 8 月までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 46 年 8 月から同年 12 月までの期間について、請求者の C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 54 年 10 月から昭和 55 年 12 月までの期間について、請求者の D 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年から昭和 44 年まで
② 昭和 44 年 11 月から昭和 45 年 9 月まで
③ 昭和 46 年 3 月から同年 8 月まで
④ 昭和 46 年 8 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 54 年 10 月から昭和 55 年 12 月まで

請求期間①については、E 市に所在した A 事業所において、従兄弟の父親と一緒に F 市の石油基地で配管及び溶接の仕事をした。

請求期間②については、G 市に所在した B 事業所において、バーテンとして勤務した。

請求期間③については、H 市に所在した製材所において、資材を運搬する仕事をした。

請求期間④については、H 市に所在した C 事業所において、バーテンとして勤務した。

請求期間⑤については、I 市に所在した D 事業所において、板前として勤務した。

請求期間①から⑤において、給与から厚生年金保険料が引かれていたため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、E 市に所在した A 事業所に勤務し、F 市の石油基地において、配管及び溶接の仕事をした旨主張しているところ、請求者が一緒に働いていたとして氏名を挙げた者については、請求期間①において、A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、請求者が勤務していたとする事業所は、A 事業所であると推認できる。

また、請求期間①当時、A 事業所において、厚生年金保険に加入していた者で、請求期間①後に同社の代表取締役を務めた者は、時期は不明であるが、A 事業所は、F 市で工事を行

った旨回答していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、平成2年11月28日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社からは請求者の主張を裏付ける資料等を得ることができない。

また、請求期間①当時の事業主は死亡している上、適用事業所に該当しなくなった際の事業主に照会を行ったが、回答を得ることができず、前述の元代表取締役も資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

さらに、前述の請求者が氏名を挙げた者は死亡しており、請求期間①当時、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、回答のあった者は、請求者のA事業所における勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について不明である旨回答している。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①において、請求者に係る被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

2 請求期間②について、請求者は、G市に所在したB事業所において、バーテンとして勤務した旨主張しているところ、日本年金機構は、請求期間②において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない旨回答している。

また、請求者がB事業所の事業主及び同僚として姓を挙げた者を特定できないため、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

3 請求期間③について、請求者は、H市に所在した製材所において、資材を運搬する仕事をした旨主張しているところ、請求者は事業所名について「J」を含んでいたことを記憶しているとしているが、事業主の氏名は記憶していないとしている。

一方、日本年金機構は、請求者が事業所の所在地として地名を挙げたH市において、事業所名に「J」を含む事業所で検索を行ったが、条件に適合する事業所において、請求期間③に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない旨回答している。

また、請求者が同僚として姓を挙げた者を特定できないため、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

4 請求期間④について、請求者は、H市に所在したC事業所において、バーテンとして勤務した旨主張しているところ、日本年金機構は、請求期間④において、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない旨回答している。

また、請求者は、事業主の氏名を記憶していないとしており、請求者が同僚として氏名を挙げた者に照会を行ったが、この者から回答を得ることはできなかったため、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

5 請求期間⑤について、請求者は、I市に所在したD事業所において、板前として勤務した旨主張しているところ、請求者が同僚として氏名を挙げた者は、D事業所において、昭和53年4月15日頃から昭和56年3月31日頃まで板前見習として勤務した旨及び請求者は自身より先にD事業所に勤務していたが、請求者の勤務期間は不明である旨回答していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者がD事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、日本年金機構は、請求期間⑤において、D事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない旨回答している。

また、請求期間⑤において、請求者が親方として氏名を挙げた者及び同僚として氏名を挙げた者は、国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、請求者が親方として氏名を挙げた者は死亡しており、請求者が事業主及び他に同僚として氏名を挙げた者は特定できないため、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

6 請求期間①から⑤において、請求者に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。